

# 令和3年度第5回江別市後見実施機関運営協議会議事録

1 日時 令和4年3月28日（月） 午後2時00分～午後2時45分

2 場所 江別市民会館21号

## 3 出席者（敬称略）

- （委員） 林 恭裕、西脇 崇晃（弁護士）、大桃 涼輔（司法書士）、  
菅 しおり（社会福祉士）、森田 弘之、久保 礼子（江別市地域包括支援センター）、  
鹿島 聡美（江別市障がい者支援センター）
- （事務局） 健康福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉係長、  
介護保険課長、高齢福祉係長、高齢福祉係主任  
参事（地域支援事業担当）、主査（地域支援事業担当）
- （受託者） 江別市成年後見支援センター（江別市社会福祉協議会）  
センター長、センター次長、主任相談支援員

4 欠席者 なし

## 5 協議会資料

(1) 次第

(2) 資料

- ・資料1 江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱の制定について
- ・資料2 江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱の制定について
- ・資料3 江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針（案）について
- ・資料4 新旧対照表

(3) 座席表

## 6 議事概要

### 【1 開会】

#### ○事務局

ただ今から、令和3年度第5回江別市後見実施機関運営協議会を開会いたします。  
本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。  
本協議会の開催にあたり、健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。

### 【2 健康福祉部長挨拶】

#### ○健康福祉部長

お疲れさまでございます。健康福祉部白崎でございます。

本日は、年度末の本当にお忙しい中、各委員の皆様にご出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

1月以降、江別市を含め同時期、近年稀に見る大雪になり、江別市におきましても2月7日に積雪量が観測史上最大の172cmという記録になりました。公道を含めて除排雪作業に大変支障があり、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げたいと思います。

また、自力で避難が難しい市民の方々を地域で支えるということで、市の災害時避難行動要支援者避難制度を活用し、9年ぶりに高齢者宅において緊急の除雪作業を行っております。

しかしながら、積雪量が多いことから生活道路が狭くて入っていけないということもあり、どうしても市だけでは対応できないということが多々ありました。今回の雪害につきましては、また改めて、市全体として検証してまいりたいと考えておりますので、機会がありましたら、皆様にも報告をさせていただき、ご意見をいただければと思っております。

おかげさまであれだけ多かった雪もなんとか溶けてきており、今は積雪も50センチを切る状況になってきております。

さて本日の議事ですが、後ほど報告させていただきますが当市では、「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関」をいよいよ明日3月29日に設置予定となっており、本市の基本計画の評価指標である令和3年度(2021)年度末までの中核機関設置が達成される見込みとなりました。

平成29年11月の後見実施機関の立ち上げ以降、昨年8月の市基本計画の策定、そして今回の中核機関の設置まで、いらっしゃる委員の皆様には大変ご尽力いただきまして、ここまでこぎつけることができました。改めてご協力に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

この中核機関の設置に合わせ、新たな協議会としまして「江別市成年後見制度利用促進協議会」を組織することとなります。

先般、委員の職について、各団体の方に推薦を要請をしているところでございまして、この名前の協議会は本日が最後となりますが、引き続きまして、新たな協議会の委員としてご協力をお願いしたいと考えております。

4月以降、いよいよ中核機関の運営が実質的にスタートすることとなります。

市といたしましては、中核機関の事業についても、委託を予定しております江別市社会福祉協議会とともに、普及啓発や相談の対応、利用支援などこれまでの取組の拡充を図りますほか、地域連携ネットワークの構築や成年後見人等への支援など新たな取組について、段階的、計画的に着実に進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、今後におきましても、当市における成年後見制度利用促進に向けた各施策の取組体制の整備について、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上簡単であります但し私からの挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## ○事務局

(配布資料の確認)

(会議成立要件の報告)

### (会議の公開)

委員の皆様事前にしてお伝えさせていただきました本協議会の公開についてですが、本協議会は、個別の受任案件の適正性の監督など、扱う内容に個人情報が含まれることから、委員の皆様のご了承のもと、これまで計画策定に係る開催以外は非公開としておりました。

しかし、本協議会では、個人情報を含まない成年後見制度の利用促進に係る施策等も協議しており、これらの情報は広く市民に公開することが必要と考えます。

このことから、本日の協議会から個人情報等の非公開情報に該当する事項を協議する場合を除き、原則として会議を公開することとさせていただきます。

なお、議事録については、発言の趣旨を保った上で事務局において要約し、その後、委員の皆様にご確認いただき、必要に応じて修正した後に市ホームページに公開いたしますのでご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

また、前回の本協議会でご意見をいただきました家庭裁判所のオブザーバー参加につきましては、本市の中核機関の体制が整備され、新たな協議会が発足した次年度から依頼したいと考えておりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

議事に入る前に、皆様お願いがございます。本日の協議会で発言を希望される委員におかれましては、事前に挙手いただきますようお願いいたします。挙手いただいた委員のもとに、職員がマイクをお持ちいたしますので、それからご発言いただきますようお願い申し上げます。

以降は林会長の進行により議事を進めていただきます。それでは会長どうぞよろしくお願いいたします。

## 【3 議事】

### 報告事項ア「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱の制定について」

#### ○林会長

事務局へ資料1「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱の制定について」の説明を求めます。

#### ○事務局

報告事項アについてご説明いたします。

1ページの資料1「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」をご覧ください。

本要綱につきましては、令和4年2月22日に書面にて開催しました第4回後見実施機関運営協議会において承認いただいたものとなりますので、報告事項とさせていただきます。

本要綱は3月8日に制定、明日29日から施行となり、これにより江別市において中核機関が設置されることとなります。

本要綱の内容については、基本的には現行の「江別市後見実施機関の設置および事業の運営に関する要綱」をベースとしております。中核機関の名称は第3条のとおり、引き続き「江別市成年後見支援センター」とし、第4条の事業内容には、中核機関としての新たな業務である(6)成年後見人等の支援に関すること、(7)地域連携ネットワークの構築に関すること、(8)家庭裁判所との連携に関することを追加しております。

また、第6条では「江別市成年後見制度利用促進協議会」について規定をしております。

附則3「経過措置」として現在の江別市後見実施機関が行った又は行われた行為は、本要綱施行の日以降においては、中核機関が行った又は行われた行為とみなす旨規定をしております。

報告事項アについての説明は以上です。

#### ○林会長

どうもありがとうございます。

今の報告につきまして、委員の方から何かご質問等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

#### ○林会長

それでは続いて事務局へ、資料2「江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱の制定について」の説明を求めます。

#### ○事務局

報告事項イについてご説明いたします。

2ページの資料2「江別市成年後見制度利用促進協議会の組織および運営に関する要綱」をご覧ください。

本要綱につきましても、第4回の本協議会において既に委員の皆様にご承認いただいておりますので、報告事項とさせていただきます。

こちら、中核機関設置要綱同様、3月8日に制定、明日29日から施行となります。

本要綱の内容については、こちら、現行の後見実施機関設置要綱の運営協議会に関する部分をベースに、第2条の所掌事務に新たに(1)江別市成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理、評価等に関する事、(2)成年後見制度の利用促進に関する事を追加しております。

また、附則3「委員の任期の特例」ですが、こちらは本協議会で承認いただいた後に追加させていただきました。追加の理由ですが、本来委員の任期は本要綱第4条で2年と定めていることから、最初の委員の任期は、本要綱の施行日令和4年3月29日から令和6年3月28日までとなり、次の任期が令和6年3月29日からとなります。そうしますと数日で新年度を迎え、地域包括支援センター等において人事異動があった場合には、委嘱後すぐに新たな委員に委嘱し直す必要があることから、1回目の任期は年度末の令和6年3月31日までとさせていただきました。委員の皆様にはご理解の程宜しくお願い申し上げます。

報告事項イについての説明は以上です。

#### ○林会長

どうもありがとうございます。

今の報告につきまして、委員の方から何かご質問等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

## ○林会長

報告事項は全て終わりましたので、次に協議事項ア「江別市成年後見制度利用促進に係る中間機関の運営方針（案）について」の説明を求めます。

## ○事務局

協議事項アについてご説明いたします。

5 ページ資料3「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針（案）」、9 ページ資料4「新旧対照表」をご覧ください。

この中核機関の運営方針（案）は、現行の江別市後見実施機関運営方針に替わるものとなり、現行の運営方針をもとに作成をしております。

ただ現行の運営方針は、平成 29 年 11 月に後見実施機関を設置する際に制定されたものであり、後見支援員や市民後見人の業務など内容がかなり詳細に記載されておりますが、センター設置から4年以上が経過し、実績も積み、記載されている内容が基本的に当然のこととなっていることが多いことから、新たな運営方針（案）については、かなり内容を精査したものとなっております。

それでは方針（案）の内容について、主な点のみご説明させていただきます。

まず、資料3の5ページ、資料4の9ページ「1 中核機関設置の趣旨」ですが、「江別市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の適切な利用その他権利擁護に係る支援のため、成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置する。」と、中核機関設置要綱第1条の内容を記載しております。

次に「2 中核機関の運営」「(1) 設置および運営」ですが、「設置主体は江別市とし、事業の運営は、権利擁護活動や地域福祉活動を専門的に行っている団体に委託する。」と設置主体、運営主体を明記いたしました。

次に「(3) 業務の記録」ですが、資料4新旧対照表9ページにありますとおり「後見支援員の活動状況」について削除しております。これは、後見支援員はあくまで江別市社会福祉協議会による法人後見の支援員を指し、対象者が限定的になることから削除したのになります。

次に「3 中核機関の業務」ですが、この部分は中核機関設置要綱に規定している中核機関の業務内容に沿う形で記載をしております。

主にはまず、資料3の7ページ、資料4の10ページ「(2) 相談対応及び利用支援」に、今後、成年後見制度の利用促進にあたって、相談支援機関や専門職との連携の強化が必要であることから、その旨追加しております。

次に「(4) 市民後見人候補者の登録・管理」について、こちらも先程の(3)同様、もともと後見支援員についての内容が記載されておりましたので、その部分については削除しております。

次に資料3の7ページ資料4の11ページの「(5) 受任調整」について、現行の方針では、受任調整の対象を市民後見人や江別市社会福祉協議会の法人後見に限定する記載になっておりますが、前回の本協議会でもお示ししたように中核機関では、市民後見人や江別市社会福祉協

議会の法人後見に限定せず、広く受任調整を行うことになるため、そのような限定された記載については全て削除しております。

続きまして「(6) 成年後見人等の推薦」について、今後の受任調整の候補者の対象を、専門職後見・法人後見・市民後見とすることから、その旨追加して記載をしております。また、適切な成年後見人等の選任のため、家庭裁判所と対象者の状況等共有することについても新たに記載しております。

次に、新たな業務として3つ、(7) 成年後見人等への支援、(8) 地域連携ネットワークの構築、(9) 家庭裁判所との連携について追加しております。「(7) 成年後見人等への支援」には、相談支援窓口の明確化やチームの支援・調整について、また、不正な後見業務の未然防止のための家庭裁判所との連携について記載しております。「(8) 地域連携ネットワークの構築」及び「(9) 家庭裁判所との連携」については、現行の「(3) 関係機関等との連携」など、これまで触れられている部分もありましたが、あらためてその辺りを少し補則して記載しております。

なお、(9) の家庭裁判所との連携において、次年度以降の利用促進協議会への家庭裁判所のオブザーバー参加も、この連携の一つとして考えたいと思っております。

次に資料4の12・13ページ、現行方針4に「市民後見人の業務」、現行方針5に「市民後見人等の報酬等」を記載しておりますが、「4 市民後見人の業務」については、こと市民後見人に限る業務ではなく、一般的に「後見人」の業務とされている内容であることから、運営方針に記載する内容ではないこと、また、「5 市民後見人等の報酬等」については、市民後見人及び法人後見の報酬付与の申立てを妨げないといった内容であります。報酬付与の申立てを妨げないことは現状当然のことであり、また、後見支援員の謝金についても、江別市社会福祉協議会から後見支援員に支払われていることから、当然のこととして記載は不要と判断し、削除しております。

最後の、「6 その他中核機関の運営に関して必要な事項」については文言整理の他、大きな改正はございません。

協議事項アについての説明は以上です。

## ○林会長

どうもありがとうございます。運営方針（案）について、まず、委員の皆様からご質問等を承っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。ひとつずつ確認していきます。

「2 中核機関の運営」に関してはいかがですか。  
(質疑なし)

「3 中核機関の業務」に関してはいかがですか。  
(質疑なし)

「4 その他中核機関の運営に関して必要な事項」に関してはいかがですか。

**○森田委員**

4の「(4) 事故等の防止及び事故等発生時の対応」で、細かいことですが、この最初の「中核機関の職員が」というところは、もう少し主語をはっきりした方がわかりやすいかなと思います。「中核機関の職員は」、もしくは「中核機関は」とはっきりした方が良いのかなと感じたところです。

**○林会長**

どうもありがとうございます。これについて事務局はどうでしょう。

**○事務局**

ここに記載していること自体が「中核機関の運営に関して必要な事項」となりますので、主語としては、森田委員がおっしゃるように「中核機関は」、「中核機関の職員が常に高い倫理感を保持して職務に取り組むよう綿密な指導や体制整備に努め・・・仕組みを構築・運用し、事故等の発生を防ぐよう努める」ということになるので、「中核機関の職員が」、「中核機関の職員は」というよりも「中核機関は、中核機関の職員が」となる方が、表現がはっきりするかと思います。いかがでしょうか。

**○林会長**

事務局で後で整理していただければいいかと思う。

**○林会長**

あとご意見はございますか。例えばこういう言葉をつけたらいいのではなど。

**○鹿島委員**

13 ページの5についてはそっくり削除するとのことですが、社会福祉協議会の方で何か規定したりするものがあるから、削除するという事なのではないでしょうか。

**○事務局**

社会福祉協議会で、法人後見の実施要綱や市民後見人に関する要綱など整理されておりまして、その中で後見支援員の報酬もお支払いいただいております。

特にこの運営方針に記載がなくても、5に記載の内容は実施されると考えております。

**○林会長**

よろしいですか。他にございますか。

もしなければ、原案通り、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

## ○林会長

承認ということをお願いいたします。

これで協議事項は終わりましたが、次第4のその他について事務局から何かございますか。

## ○事務局

ただいまご報告させていただいたとおり、明日3月29日付けで「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」及び「江別市成年後見制度利用促進協議会の組織および運営に関する要綱」が施行されます。

これに伴いまして、江別市後見実施機関運営協議会は今回が最後の開催となり、次回から新たな協議会となります。

新たな協議会の委員については、11月に改選したばかりですが、先日改めて委嘱の手続きをお願いしたところ、委員の皆様引き続きお受けいただくことになりました。

これまでのお力添えに感謝するとともに、次年度以降もよろしくをお願いいたします。

なお、札幌弁護士会からの推薦で就任いただいていた西脇委員については、現在、札幌弁護士会にて調整いただいているところでありますが、新たな方が就任する見込みであります。

その就任時期につきましては、4月末から5月中旬頃の予定であります。

西脇委員につきましては、平成28年の後見実施機関設置検討委員会から、本市の成年後見制度利用促進においてご尽力いただきまして感謝申し上げます。

なお、地域の弁護士として、今後も本市の成年後見制度に係る施策の推進にあたり、様々な場面でご協力いただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは西脇委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

## ○西脇委員

長い間、非常にお世話になりました。

ここで委員としては一区切りという形になりますけども、引き続き江別の弁護士として、後見に関わる件に関しましてもその他の法律問題に関しましても、地元の弁護士としてお世話になると思いますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

今までどうもありがとうございました。

## ○林会長

今までどうもありがとうございました。

他に事務局から何かございますか。

## ○事務局

次年度の第1回の江別市成年後見制度利用促進協議会は、5月頃を予定しております。

議題は、令和3年度の実績報告及び新年度の事業計画について協議いただく予定でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



○林会長

委員の方々から何かございますか。

なければ会議を終了したいと思いますますがよろしいですか。

(異議なし)

○林会長

それでは本日の日程全て終了いたしましたので、閉会といたします。

どうもありがとうございました。

7 閉会